

Ⅱ 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成

国税庁ホームページへアクセス！

贈与により取得した財産などを入力！

税額が自動計算され申告書作成に便利！

～国税庁ホームページを利用した申告書の作成手順～

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します（17ページ参照）。

II e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

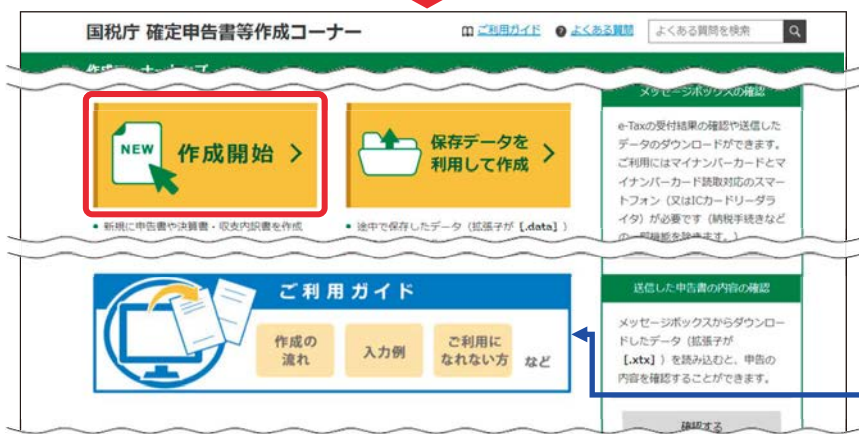
○ 国税庁ホームページにおける贈与税申告書の作成方法は、次のとおりです。

※ 開発中の画面のため、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。



国税庁ホームページトップの「令和3年分 確定申告特集」のバナーから、「令和3年分 確定申告特集」ページに進み、

「[確定申告書等の作成はこちら](#)」をクリックします。



「[作成開始](#)」ボタンをクリックします。

税務署への提出方法の選択やパソコンの環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、[作成する申告書等の選択](#) 画面へ進みます。

16ページへ

※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。

ご利用ガイド

「[ご利用ガイド](#)」をクリックすると、【作成の流れ】、【入力例】や【ご利用になれない方】などが確認できます。

【入力例】

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例について、この冊子に記載のない事例も含めて掲載しています。

【ご利用になれない方】

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合など、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれないケースについて掲載しています。

◆ 詳しくは、「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。

はじめに

① 作成する申告書等の選択 画面で、贈与税を選択します。



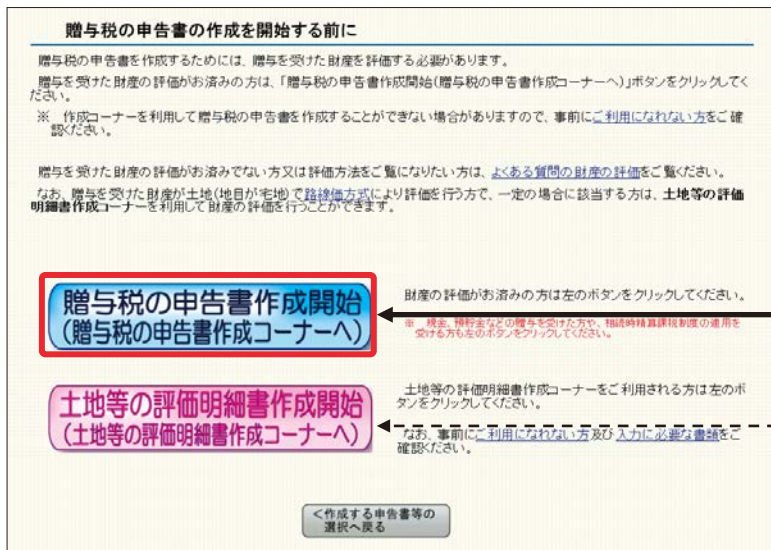
申告書の種類を選択する画面です。
贈与税の申告書を作成する方は、



をクリックしてください。

※ **作成する申告書等の選択** 画面へのアクセス方法については、15ページを参照してください。

② 贈与税の申告書の作成を開始する前に 画面で、 利用する作成コーナーの種類を選択します。



贈与税の申告書を作成する方は、

**贈与税の申告書作成開始
(贈与税の申告書作成コーナーへ)** を

クリックしてください。

参考

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「**土地等の評価明細書作成コーナー**」を利用して財産の評価を行うことができます。

③ 作成開始 画面で、**贈与税申告書作成開始** をクリックします。



贈与税申告書作成開始 を

クリックしてください。

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

① 提出方法の選択等 画面で、生年月日などを入力します。

提出方法の選択等

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

【必須】

e-Taxにより税務署に提出する。
 印刷して税務署に提出する。

生年月日

あなた(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
 入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

生年月日 (必須) 年 月 日

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
 入力した生年月日により、令和3年1月1日において20歳以上であるか判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >**をクリックしてください。

② 取得財産の入力 画面で、課税方式などを選択して入力を開始します。

取得財産の入力

当画面の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に沿って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます。)

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することを勧めます。
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与 (基礎控除額 110万円) 一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円) 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円) 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する
 登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に添付する不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。
 なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。
 ・ 一般の贈与(一般税率)
 ・ 配偶者控除の適用を受ける財産
 ※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくはよくある質問をご覧ください。

一般の贈与(暦年課税)の財産を入力する場合には、**一般の贈与(基礎控除額 110万円)** をクリックします。

住宅取得等資金の非課税(※1)の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(※2)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。
 なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスをチェックします。

相続時精算課税(※3)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

- ※1 住宅取得等資金の非課税 …61ページ参照
- ※2 贈与税の配偶者控除の特例 …61ページ参照
- ※3 相続時精算課税 …4ページ参照

以下の各ボタンについては、この手引きに具体的な入力例を掲載しています。

一般の贈与 (基礎控除額 110万円)	【事例1】 暦年課税(特例税率)を適用する場合	24ページへ
相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)	【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	34ページへ
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産	【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	42ページへ